

認定業務規程

特定非営利活動法人北海道有機認証協会

2006年6月9日

第1章 総則

(目的ならびに適用の範囲)

第1条 この業務規程は、特定非営利活動法人北海道有機認証協会（以下「協会」という）が農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）に定める登録認定機関として、JAS法に基づいて行う認定に関する業務について、運営方針と実施方法を定めるものである。

(認定に関する業務の方針)

第2条 協会が行う認定業務の方針は次のとおりとし、業務活動はこの方針に基づいて行われるものとする。

- (1) 認定に係る業務を公平、公正、迅速かつ正確に行い、登録認定機関に課せられた責務を全うする。
- (2) 認定制度の信頼確保のため、認定業務に必要な技術的能力の向上に努める。
- (3) 認定に係る業務の機密保持、客観性及び公平性に関して認定業務以外の業務からの影響の排除に責任を持つ。
- (4) JAS法の適正な運用に寄与すると共に、有機食品の評価向上に務める。
- (5) 本会は、認定に関する業務の結果を左右しかねないようなすべての営利的、財政的、その他の圧力に影響されない。

(法的地位及び責任)

第3条 協会はJAS法に基づく登録認定機関として登録され、認定業務を行うものとし、併せて協会が行うすべての認定業務に責任を負うものとする。

第2章 事業所の所在地ならびに認定業務の対象区域

(事業所の所在地)

第4条 協会の事務所は北海道札幌市中央区南1条西9丁目15-2-6Aに置く。

(認定業務の対象区域)

第5条 認定業務を行う区域は全国とする。ただし、生産行程等の一部を外部委託している場合、外注先は国内外を問わず必要に応じて調査を実施できるものとする。

第3章 認定を行う農林物資の区分及び種類

(農林物資の区分と種類)

第6条 協会が認定を行う農林物資の区分は地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物とし、種類は有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物とする。

(認定の対象)

第7条 認定の対象は、有機表示を付して生産・加工・流通・販売しようとする者（生産行程管理者、小分け業者）とする。

第4章 認定に関する業務を行う時間及び休日

(業務の時間及び休日)

第8条 協会の業務時間は、月曜日から金曜日までの、午前10時から午後5時までとし、土、日、国民の祝・休日および年末年始の12月29日から1月5日まで、並びに8月13日より8月16日までを休業日とする。

2. ただし、事務所の開設を要しない認定業務については、前1項の規定にかかわらず、必要に応じて行うことができる。

(認定に関する業務の事業年度)

第9条 協会の業務年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第5章 認定に関する料金

(認定手数料等)

第10条 協会は、「各種手数料規程」別表1. に定めた各種手数料を申請者より徴収する。

2. 有機食品の検査のために必要な積み替え、運搬（送付を含む）、開装又は梱包に要する費用は、申請者が負担するものとする。
3. なお、申請内容の変更に基づく臨時確認検査及び情報等による緊急確認検査に係る費用については、それぞれ認定事項の検査に必要な業務の量を勘案して、理事長が別途料金を定めることができる。

(検査手数料等)

第11条 協会は、「各種手数料規程」別表1. に定めた「実地検査及び検査報告書作成手数料」及び検査員の旅費・宿泊費を当該認定申請者より徴収する。

なお、「実地検査及び検査報告書作成手数料」及び検査員の旅費・宿泊費については、別途定める「報酬・賃金及び旅費に関する規程」に定めるところにより、協会から検査員に支払うものとする。

2. 申請者の何らかの事由により、追加検査（臨時確認検査、融雪後確認検査等）が必要となった場合の検査手数料ならびに報告書作成手数料と、交通費、宿泊費の実費は申請者が負担するものとする。

(手数料の納付)

第12条 申請者は、「各種手数料規程」別表1に定めた料金を納付する。納付された認定申請料、検査手数料などは、理由の如何を問わず返還しない。

(講習会の開催と費用負担)

第13条 協会は認定申請者のほか、講習会受講希望者に対し別途定める「研修会及び講習会の実施規程」に基づき実施する。

2. 協会は、認定の技術的基準に定める指定講習会等の実施に際し、受講者から受講料を徴収することが出来る。
3. 前項の受講料の額は、各種手数料規程別表2に定める。

(その他の費用の負担)

第14条 協会は、認定事業者又はその他の利害関係人から法第17条の九第2項の財務諸表などの謄本又は抄本の請求があり、当該記録を提供する場合には当該請求を行った認定事業者又はその他の利害関係人から「各種手数料規程」別表4.に定める交付手数料を徴収する。

2. 協会は、認定申請に必要な申請書式の配布、認定証・講習会修了証の再発行等に際し、それぞれ各種手数料規程別表2、別表3及び別表5に定める手数料などを徴収することが出来る。
3. 前項の手数料の徴収は、交付と同時もしくは交付請求の受理時に行うものとする。

第6章 認定の業務を行う組織

(組織)

第15条 協会の認定に関する業務を行う組織は、別に定める「組織規程」のとおりとする。

(外部委託契約)

第16条 協会は、認定に関する業務の外部委託は行わない。

2. 協会は、検査員及び判定員について、外部の者と個別に契約することが出来る。

(理事長の責任及び権限)

第17条 理事長は、認定業務に係る経営資源の確保、運営方針の策定、認定業務の実施及び監督並びに認定の授与、維持、拡大、縮小、一時停止及び取消しの決定について責任を負うものとする。

第18条 理事長はその責任において、判定業務の実施及び監督に係る権限を代理の者に委譲できるものとする。なお、権限委譲の詳細については別途定める「権限委譲規程」によるものとする。

第7章 認定に関する業務を行う者の職務

(認定の業務を行う者の職務)

第19条 認定の業務を行う者の職務は、書類審査及び実施検査の業務、審査結果の評価、判定の業務、並びに認定の事務とする

2. 検査員は、認定の申請に係る検査業務及び認定後に定期的又は必要に応じて行う認定事項の確認調査に係る検査業務に従事し、書類審査及び実地検査を行い、当該農林物資に係る認定の技術的基準との適合性を確認する。
3. 判定員は、前項の検査員の審査結果に基づき、検査結果の評価、認定のための判定及び検査結果に基づく判定を行う。
4. 検査員及び判定員は、それぞれ資格基準に該当する農林物資の検査及び判定業務を行う。ただし小分けに係る認定業務は農林物資の種類にかかわらず行うことができる。
5. 認定事務局員は、申請書の評価、検査計画書の策定、認定証の発行等の認定業務に関する事務を行う。

(認定の業務に従事する者の適格性)

第20条 認定の業務に従事する者は、以下の適格性を備えていなければならない。

- ① JAS 法、認定に関する業務の手順及び認定の技術的基準に精通していること。
 - ② 認定の対象となる農林物資に関する検査の方法及び検査に用いる文書について十分な知識を有していること。
 - ③ 認定対象の農林物資の生産、製造、小分けに関して、適切な専門知識を有していること。
 - ④ 認定申請者が JAS 規格に適合した農林物資を供給できるかどうかを検査できる理解力を有していること。
 - ⑤ 文書及び口頭で効果的に意思疎通ができること。
2. 協会は、認定に関する業務を行う者の適格性を維持するため、「研修会及び講習会の実施規程」第5条に基づき評価をしてお、記録を最新の状態に維持する。
 3. 検査員及び判定員は「研修会及び講習会の実施規程」第2条(2)及び(4)の研修を修了していなければならない。
 4. 過去4年以内に検査の実地経験を有しない検査員は、理事長の指名する検査員が実施する検査に同行する実地検査研修を修了するものとする。

(検査員及び判定員の資格)

第21条 検査員は「検査員の資格及び倫理に関する規程」に定める資格要件を満たすものとする。

2. 判定員は、「判定員の資格及び判定に関する規程」に定める資格要件を満たすものとする。

(検査員及び判定員の資格)

第22条 第20条の適格性を備え、第21条の資格基準を満たした者の中から、認定に関する業務を行うことを承認した者で、かつ認定に関する業務の職務を全うすると認められるものを理事長は検査員及び判定員として任命する。

2. 理事長は、前項の任命に際して、JAS法ならびに同法に基づき定められた協会の「倫理規定」及び「認定業務規程」を厳守する旨の「宣誓書」の提出を求めるものとする。

(検査員の権限)

第23条 検査員は必要に応じて申請者又は認定事業者の同意を得て圃場又は製造所、事務所等に立ち入ることができる。

2. 検査員は、申請者又は認定事業者に対し実地検査に必要な記録、伝票類、購入資材のラベル、その他必要な資料、書類の提出を求めることができる。
3. 検査員は、書類審査において申請書の不備を見つけたときは当該申請書の記載を是正するよう指示することができる。
4. 検査員は実地検査に際して申請者又は認定事業者に対し、認定上の問題となる事項の対処方法を除いて必要な指導を行うことができる。
5. 検査員は検査報告書に事実のみを記入し、申請の内容が認定の技術的基準に適合するかの判定に関与することはできない。
6. 検査員は、書類審査及び実地検査の実施に関して協会の役員及び職員の関与を受けない。

(判定員の権限)

第24条 判定員は、理事長、職員又は検査員に対し、判定に必要な記録、書類等の追加提出又は説明を求めることができる。

2. 判定員は職員に対し、資材の生産・販売業者へのその原料や成分の調査を命じることができる。
3. 判定員は、判定に際し検査報告書の内容又は資料等が不十分な場合、当該判定を保留にすることができる。又その場合検査員に対して再検査を要請することができる。
4. 判定員は判定に際し、必要な条件を付することができる。

(認定に関する業務を行うものの責任)

第25条 検査員は検査報告書の記載内容についてその責務を負う。ただし、実地検査に際し、申請者又は認定事業者が虚偽の答弁を行ったことが明らかになった場合は、その責は申請者又は認定事業者へ帰す。

2. 検査員は検査報告書等に故意に虚偽の記載を行った場合は、その責を負うとともに協会の検査員としての資格を剥奪されるものとする。
3. 判定員の判定した結果の責については、協会が負う。ただし、判定員が情実

などにより虚偽の判定を行ったことが明らかになった場合は、その責は判定員に帰す。又その場合、判定員の委託を取り消すものとする。

4. 認定に関する業務を行う者の故意あるいは悪意によって虚偽の審査・実地検査・判定を行ったことにより、協会が損害を被る場合は、協会は当該従事者に損害賠償を求めることができる。

(認定の業務を行う者の研修)

第26条 理事長は、検査員、判定員ならびに認定事務局員に対して、適正で質の高い認定業務を維持するために、少なくとも一年に一度、又は必要に応じて、研修を実施する。なお、研修の内容については、別途「研修会及び講習会実施規程」に定めるものとする。

(機密の保持及び個人情報の保護)

第27条 協会は、委託先の個人を含む組織のすべての階層において、認定に関する業務の過程において得られる情報の機密を保護するものとする。

2. 協会の役員、検査員、判定員、及び認定事務局員又はこれらの者であった者は、認定に関する業務に関して知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。
3. 協会は認定に関する業務を行うにあたって、個人の権利利害を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。
4. 協会は、認定に関する業務を行う目的以外で個人情報が記録された資料等を当該認定申請者又は認定事業者の同意が無い限り、第三者に開示してはならない。
5. 協会が認定に関する業務のために個人情報を取り扱うときには、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公平な手段で行わなければならない。なお、倫理に関する詳細は、別途定める「倫理規程」によるものとする。
6. 協会はJAS法及び他の法令に基づき、第三者に情報を開示する場合はその情報を当該認定申請者又は認定事業者に通知する。
7. 前項の通知は、協会が「公平性委員会」から情報開示を求められた場合は省略することができる。

(禁止業務)

第28条 協会は、認定の申請を予定する者に対し、認定上の問題となる事項の対処方法についての助言又はコンサルタントサービスを行わない。

2. 協会は、協会が認定の対象とする農林物資（以下、「認定対象農林物資」という。）の生産、製造、小分け及び販売を行わない。
3. 協会は、認定に関する業務の機密保持、客観性又は公平性を損なうような農林物資の販売又はサービスの提供を行わない。

第8章 認定の実施方法、認定の取消しの方法、その他の認定に関する業務の実施方法

(認定に関する業務に係る文書の整備及び管理)

第29条 協会は、認定に関する業務に係る文書及び記録を別に定める「事務取扱及び文書規程」に基づき適切に管理する。

2. 協会は認定業務に使用する文書を職員が必要な時に、必要な場所で利用できるよう整備するものとする。
3. 協会は、以下に関する文書を用意し、要請に応じて閲覧又は交付をできるようにしておくものとする。
 - ① 協会の権限についての情報
 - ② 認定の授与、維持、拡大、縮小、一時停止及び取消しを含む認定に係る手順の説明書
 - ③ 認定に関する業務における検査及び判定方法の情報
 - ④ 協会の財政的基盤を確保する手段
 - ⑤ 認定申請者及び認定事業者が支払うべき費用
 - ⑥ 認定申請者及び認定事業者の権利及び義務（格付の表示の取扱方法、認定機関の略称等を含む）
 - ⑦ 苦情・異議申し立て及び紛争の処理手順
 - ⑧ 認定事業者及びその認定対象農林物資のリスト
 - ⑨ 財務諸表など（財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書）

(業務に係る情報の提供)

第30条 協会は、認定申請者に対し、認定の詳細な手順、JAS法（政令、省令、告示、通知を含む。）認定対象農林物資の日本農林規格、認定の技術的基準、協会の要求事項、必要となる費用及び納付方法、認定申請者の権利及び義務について記載した文書を提供するものとする。

2. 協会は、求められた場合には、追加情報を申請者に提供するものとする。
3. 協会は、認定申請者に対して認定を行おうとするときは、当該申請者に対し以下の事項を要求する。
 - (1) 認定に係る事項が認定の技術的基準に適合するよう維持すること。
 - (2) 格付の表示に係る JAS 法・施行令・施行規則を順守すること。
特に、有機 JAS マークは、部外者の立ち入らない場所に保管し、使用枚数及び在庫枚数の管理を適切に行うこと。
 - (3) 格付の表示を行って出荷をするときは、当該製品又はその包装、容器若しくは送り状に「有機」の表示及び有機 JAS マークを付することによる格付を行って出荷し、その格付実績を記録しておかなければならないこと。
 - (4) 格付の検査において不合格品が生じた場合は、当該不合格品に有機の表示を行ってはならない。また、不合格品は合格品と混合することのないよう明確に区分して貯蔵、出荷又は処分がなされるよう適切な措置を講じなければならないこと。

- (5) 農林水産大臣の行う格付の表示の改善命令に違反し、又は農林水産大臣若しくは農林水産消費安全技術センターによる報告の請求を拒否し、虚偽の報告をし、又は立ち入り検査の拒否、妨害若しくは忌避をしてはならないこと。
- (6) 認定事項を変更し、又は格付業務を廃止しようとするときは、あらかじめ協会に通知すること。
- (7) 認定を受けている旨の広告又は表示を行うときは、認定対象農林物資以外の製品について協会の認定を受けていると誤認させ、又は協会の認定の審査の内容、その他の認定に関する業務の内容について誤認させる恐れのないようにすること。
- (8) 認定を受けている旨の広告又は表示を行うときは、認定対象農林物資が当該農林物資の日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならないこと。
- (9) 認定事業者は、登録認定機関が認定事業者に対し(7)又は(8)の条件に違反すると認めて、広告若しくは表示の方法を改善し、又は広告若しくは表示をやめるべき旨を請求したときは、これに応じること。
- (10) (7)又は(8)のほか、第3者に認定、格付又は格付の表示に関する情報の提供を行う場合は、認定対象農林物資以外の製品について協会の認定を受けていると誤認させ、又は協会の認定の審査の内容、その他の認定に関する業務の内容について誤認させる恐れのないようにすること。
- (11) 協会が行う認定事項の調査又は臨時確認調査などに協力すること。
- (12) 認定に係る圃場又は製造所又は事業所における「年間の生産計画」を策定し、当該計画を協会に提出すること。
- (13) 生産行程管理記録又は品質管理記録又は小分け管理記録、及び格付検査の記録、不合格品処分記録、JAS マークの管理記録を作成し、根拠書類とともに1年以上保存しておくこと。
- (14) 毎年4月末までに、その前年度の格付実績を協会に報告すること。
- (15) 協会は認定申請者及び認定事業者に対し、必要な報告を求め、又は事務所、圃場、製造所などに立ち入り、格付、農林物資の広告又は表示、農林物資、原料、工場、帳簿、その他の物件を検査することができること。
- (16) 認定事業者が(1)から(13)までの要求事項に違反し、又は(14)の報告ををせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは(15)の検査を拒否、妨害若しくは忌避したとき、又は認定手数料、調査手数料等の支払いが行われない場合は、協会は認定の取消又は格付業務及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止を請求できること。
- (17) 認定事業者が(16)の請求に応じないときは、協会はその認定を取り消すこと。
- (18) 協会は認定事業者の氏名又は名称及び住所、認定に係る農林物資の種類、認定に係る圃場等の名称及び所在地並びに認定の年月日、(16)による請求をしたとき又は認定を取り消したときは、当該請求又は取消しの年月日及び取消しを行った理由並びに格付に関する業務を廃止したときは、当該廃止の年月日を公表すること。

- (19) JAS 製品に関連して持ち込まれた苦情は全て記録し、苦情に対して適切な処置をとるとともに、その記録を協会の求めに応じて協会に提供すること。
- (20) 格付の業務の停止、認定が取り消された時及び廃止をした場合、協会へ認定証を返却すること。
- (21) 認定証を複製するときは、すべてを複製するとともに複製であることを明記（「複製」、「コピー」、「写し」等）すること。

（認定の申請）

- 第31条** 協会の認定を受けようとする申請者は、その申請の種類により、必要事項を記載し、協会が求める書類を添付して申請を行うこととする。
2. 申請者は、申請に際して、認定申請書とともに、協会の行う認定業務に協力することの別記「同意書」を提出しなければならない。
 3. 協会に認定申請を行う申請者は、生産行程管理責任者、小分け責任者、格付担当者、格付け表示担当者が認定をうけるまでにそれぞれ「認定の技術的基準」に基づいた協会の指定する講習を受講し、修了書の交付を受けなければならない。
ただし、理事長が特別な理由があると認めた場合は、申請を行った後でも判定の日までに受講することができるものとする。

（認定申請の受理及び審査の準備）

- 第32条** 協会は、認定申請者から、申請書が提出され、記載すべき項目に漏れが無く、様式及び添付書類に不備がないことを確認した場合は、以下の場合を除き、認定の申請を受理するものとする。
- (1) JAS 法に関して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過していない者(刑の確定前 30 日以内にその刑罰に係る認定事業者の役員であった者を含む。)
 - (2) 協会又は他の登録認定機関から認定を取り消されて 1 年を経過していない者(認定の取り消しの日前 30 日以内にその取り消しに係る認定事業者の役員であった者を含む。)又は、認定機関による認定取消し手続き中に自主廃業したことが判明した者からの申請の場合。
 - (3) 認定申請者から協会の定める規程に従わない旨の表明があった場合。
 - (4) 申請書の確認の段階で、認定の技術的基準に適合していないことが明確になった場合。
 - (5) 認定申請誓約書が提出されず、協会と申請者との間に生じる理解の違いが解消されていることが確認できない場合。
2. 協会は、認定に係る審査を円滑かつ的確に実施するために以下の状態が確保されるよう審査を始める前に認定申請書を確認するとともに、作業の記録を保持するものとする。
- (1) 認定の為の要求が文書によって明確に規定され、申請者に理解されていること。

- (2) 協会と申請者の間に生じる誤解がないこと。
 - (3) 認定申請者が、協会の業務規程に定める管轄区域、農林物資の区分及び種類、その他の認定に関する業務の範囲内において協会が認定に関する業務を行うことを理解していること。
 - (4) 認定申請者が求める申請の認証の範囲に応じて、協会が認証を行う能力を有していること。
3. 申請の内容が、協会が既に認定した認定事業者の認定範囲に含まれる場合、それらの検査結果報告書を活用し、審査の一部又は全部を省略することができる。この場合、その旨及びその根拠を台帳及び検査報告書に記録し、申請者が省略の根拠の提示を求めた場合は、説明するものとする。
 4. 協会は、申請受理を行った場合は受付番号を付して受付簿に記載し保存する。
 5. 協会は、審査に必要な準備作業の管理ができるよう、あらかじめ個別の検査計画を立案し、計画に基づいて推進するものとする。

(検査員及び判定員の指名)

- 第33条** 理事長は、個別の申請に係る書類審査又は実施検査を行う者を検査員の中から指名するものとする。検査員には必要十分な人数を指名する。
2. 理事長は、検査員の検査結果に基づき、検査結果の評価及び認定のための判定を行うものを判定員の中から指名するものとする。なお、同一申請について、検査員に指名されたものは判定員には指名しないものとする。
 3. 検査員、判定員の指名に当たっては、過去2年間において申請者と利害関係をもち、又は利害関係を有する機関に雇用されていた者は指名しないものとする。
 4. 協会は、正確な評価を確実に行わせるために、検査員及び判定員に必要な情報及び作業文書を与えるものとする。

(実施検査計画書の通知)

- 第34条** 前条の規定により指名された検査員は、認定申請者と日程を調整のうえ、実地検査の日時、立会者、申請者が準備する書類や記録、検査個所などを記した「実地検査計画書」を作成し、実地検査の原則1週間前までに申請者と協会に通知するものとする。
2. 認定申請者が、検査員の指名について異議の申し立てを行う場合は、その理由を付して第1項の日程調整の日から実地検査日までの間に文書で行わなければならない。

(検査の実施)

- 第35条** 検査員の検査は、検査計画に基づき、別に定める「検査マニュアル」に従って、書類審査及び実地検査により行うものとする。
2. 検査員は、書類審査報告書などの申請書類審査の結果を、書面にて協会へ報告するものとする。

3. 提出された申請書の申請書類審査の段階において、記載もれや添付書類の不備、あるいは認定の技術的基準や資格要件などについて不備があった場合、検査員は協会へ通知し、協会は申請者に対して、「書類審査是正通知書」などにより必要な是正措置を指示するか、場合によっては申請そのものを却下することがある。
4. 実地検査の際に申請者に認定の技術的基準又は JAS 法若しくは JAS 規格に関する不適合事項がある場合、若しくは将来において不適合の発生する恐れが大きい事項が見つかった場合には、検査員はその項目について指摘を行ない、必要に応じて口頭又は書面にて、説明を行うものとする。また、「実地検査立会い確認書」に、指摘事項のうち重要なものを記載して申請者と取り交わし、その確認とする

(検査結果の報告及び通知)

- 第36条** 検査員は、検査結果を速やかに「検査報告書」にとりまとめ、実施検査で入手した写真その他判定に資する資料を適宜添付して速やかに理事長に提出するものとする。
2. 「検査報告書」は、認定申請者が是正すべき事項を特定して作成するものとする。
 3. 情報の不足から実施で検査できなかった事項についてはその旨を記載する。
 4. 理事長は、検査報告書の内容を速やかに申請者に通知する。

(是正措置)

- 第37条** 理事長は、認定申請者に対し、検査報告書への意見の提出を求め、検査報告書で指摘した事項を是正するための実施した処置又は一定の期間内に実施を計画している処置について、期限を示して文書による回答を求める。
2. 理事長は、前項の回答について、全面的又は部分的な再検査が必要かどうか、又は、認定事項の確認調査中（年次検査中）に確認することで十分とみとめられるかどうか申請者に通知する。

(再検査)

- 第38条** 検査員は、**第 36 条 2 項**により指摘した事項が**第 37 条**による所定の期限内に是正され、理事長から再検査の依頼があった場合は、再検査を行い、検査報告書に再検査を追記した最終報告書を理事長に提出する。
2. 理事長は、第 36 条 4 項に規定する検査報告書の内容と前項の最終報告書の内容が異なる場合は、その差異に関する説明を付して最終報告書の内容を申請者に通知する。

(検査結果の評価)

- 第39条** 理事長は、判定員に検査結果の妥当性を確認させるものとする。
2. 判定員は、申請書及び検査報告書の内容の妥当性を評価し、理事長に認定推薦書により報告するものとする。

3. 第1項の検査結果の妥当性の確認は、次条の認定の判定と同時に行うことができる。その場合は第2項の認定推薦書の文書化を省略することができるものとする。

(認定の可否の判定)

第40条 理事長は、認定のための判定を行う者を判定員の中から指名する。なお、判定員の指名に当たっては第33条2項を準用する。

2. 理事長が必要と認めた場合は、判定員で構成する判定委員会を設置することができる。
3. 判定委員及び判定委員会は、認定申請書及び検査報告書に基づき、認定の可否について審議を行う。審議は、判定に必要な情報を特定して行う。
4. 第1項及び第2項の規定により指名された判定員は、当該当該農林物資の認定の技術的基準に適合しているか否かを判断基準に認定の可否を行い、その結果を理事長に報告するものとする。
5. 理事長は、判定の結果を「判定結果通知書」によって申請者に通知する。認定の申請に係る農林物資の認定の技術的基準に不適合の場合は、判定結果通知書によりその理由を付して当該申請者に通知する。
6. 協会は、「判定結果通知書」を判定記録として保存する。

(認定契約)

第41条 協会は、申請者に対して認定を行おうとするときは、認定契約書により契約を締結するものとする。

(認定証の交付)

第42条 理事長は、判定の結果、当該農林物資の認定の技術的基準に適合すると認められ、かつ、前条の認定契約書を締結した場合は、遅滞なく認定証及びその付表として認定事項一覧を交付するものとする。

2. 認定証には下記の事項を記載するものとする。
 - ① 当該認定に係る者の氏名または名称
 - ② 当該認定に係る者の製造業者等、生産行程管理者、小分け業者の別
 - ③ 当該認定に係る農林物資の種類
 - ④ 当該認定に係る者の住所
 - ⑤ 当該認定の対象となる農林物資に係る JAS 規格
 - ⑥ 当該認定の対象となる農林物資に係る認定の技術的基準
 - ⑦ 認定番号
 - ⑧ 当該認定の年月日
 - ⑨ 登録認定機関名（「日本農林規格登録認定機関特定非営利活動法人北海道有機認証協会」と記載する。）
3. 認定証の付表として発行する認定事項一覧には下記の事項を記載するものとする。

- ① 当該認定に係る者の氏名または名称
 - ② 当該認定に係る者の製造業者等、生産行程管理者、小分け業者の別
 - ③ 当該認定に係る農林物資の種類
 - ④ 当該認定に係る者の住所
 - ⑤ 当該認定に係る圃場、工場、事業所の面積
 - ⑥ 当該認定に係る圃場、工場、事業所の名称ならびに住所
 - ⑦ 当該認定に係る生産行程管理責任者、生産行程管理担当者、格付責任者、格付担当者、小分け責任者、小分け担当者、格付表示担当者の氏名
 - ⑧ 当該認定に係る構成員のある場合は構成員の氏名又は名称及び住所
 - ⑨ 当該認定に係る外注管理のある場合は、外注先の氏名又は名称及び住所
 - ⑩ 認定番号
 - ⑪ 当該認定の年月日
 - ⑫ 登録認定機関名
4. 理事長は第 40 条の判定の結果、認定の範囲の縮小又は拡大が適切であると認めた場合は、認定の範囲を変更して認定証付表を交付する。
 5. 理事長は、格付け業務の停止請求及び格付けの表示を付した農林物資の出荷の停止請求を行った場合は、認定事業者に認定書及び認定証付表を返還させることができる。この場合において格付け業務の停止請求及び格付けの表示を付した農林物資の出荷停止請求の解除が適切と認められた場合は、返還させていた認定証を返却する。

(判定結果の不服申し立て)

- 第43条** 判定結果に不服のある申請者は、判定結果通知書を受理してから 10 日以内に書面にてその理由を付し、理事長に再検査の請求をすることができる。
2. 理事長は、前項の請求を受理し、再検査が必要と認められた場合は、検査員に再検査の請求をすることができる。
 3. 理事長は、前項の請求を受理してから、判定員を招集し、再検査が必要と認められた場合は、検査員に再検査を指示する。
 4. 当該申請に係る費用は、「各種手数料規程」別表 1. に定めた「実地検査及び検査報告書作成手数料」及び検査員の旅費・宿泊費を当該認定申請者より徴収する。

(再判定と通知)

- 第44条** 理事長は、再検査報告書の提出を受けて、判定員に再判定を行わせる。
2. 再判定の結果の通知については、第 40 条及び第 42 条の規定を準用し、速やかに行う。
 3. 再判定の結果、再び当該農林物資の認定の技術的基準に適合しないと判定された申請者は、再々検査の請求はできないものとする。

(認定事項の確認)

- 第45条** 協会は、認定事業者が継続して基準を満たしていることを確認するために、概ね一年に一度検査(年次検査)を行うものとする。年次検査は書類及び実地にて行うものとする。理事長は年次検査を担当する適切な検査員を、必要十分な人数指名するものとする。年次検査の手順は、第33条から第38条の規程を準用する。又理事長が特に必要があると認めた場合は、緊急確認検査を行うことができる。
2. 協会は認定事業者に対して、年次検査に必要な書類の提出を求めることが出来るものとする。
 3. 検査員は認定事項の確認結果に基づき検査報告書を作成し、判定員は、その報告書に基づき、引き続き当該農林物資の認定の技術的基準に適合しているかどうかの判定を行う。
 4. 理事長は、判定結果を速やかに当該認定事業者に通知するとともに、改善すべきところがあれば、改善報告書の提出を求める。
 5. 判定員により、「認定の継続をすべきでない」との判定結果が出た場合、又は認定事項の確認検査の過程において、JAS法に違反する行為を行った事実を発見した場合は、理事長は、第50条の規定に基づき必要な処置を行う。
 6. 認定事項の確認の結果、認定を受けている圃場又は製造所等の一部のみが不適合となった場合、第42条4項の規定に準じて認定の対象範囲を変更して認定証又は認定事項一覧を再発行する。

(変更届及び確認事項の臨時確認検査)

- 第46条** 協会は、認定事業者から確認の事項に関する変更届の提出があった場合、又は、または、認定事業者が認定事項を変更したことを知った場合には、その内容が認定事項の臨時確認調査を必要とするものかどうかを決定し当該認定事業者に通知するものとする。
2. 協会は、認定事項の変更の内容が実地検査を必要とすると判断した場合は、速やかに係る部分の臨時確認検査を「臨時確認検査手順マニュアル」により実施するものとする。
 3. 認定事項の臨時確認検査の実施方法は、第45条の認定事項の確認検査実施方法に準じて行い、書類審査の結果認定の技術的基準に適合すると確認できた場合は、実施検査を省略することができる。なお、省略する場合はその旨を記録するものとする。

(情報提供に基づく認定事項の臨時確認検査)

- 第47条** 協会は、第45条及び第46条に定める場合のほか、第三者からの情報提供その他の方法により認定事業者が認定の技術的基準に適合しない恐れのある事実を把握した時は、認定事項の臨時確認検査を行うものとする。
2. 認定事項の臨時確認検査の実施方法は、第45条の認定事項の確認検査実施方法に準じて行うこととする。ただし、臨時確認検査の目的となる事項の検

査以外の事項の確認は、必要に応じて省略することができる。

3. 認定事業者が認定の技術的基準に適合しているかどうか、又は製品が JAS 規格に適合しているかどうか不明なときは、認定事業者に対して、協会が許可するまでの期間、当該変更に係る農林物資に格付の表示を付して出荷してはならないことを要求することができる。

(認定事項の確認に基づく判定)

第48条 協会は、第 45 条及び第 47 条に定める検査を実施した時は、第 40 条に準じて検査結果の評価及び審議を行わせる。

2. 判定員は、検査報告書に基づき、認定の維持、認定の縮小若しくは拡大、広告若しくは表示の方法を改善し、又は広告若しくは表示をやめるべきことの請求、格付け業務の停止又は格付けの表示を付した農林物資の出荷の停止の請求、認定の取り消しについて審議を行う。
3. 判定員は、前項の審議の結果を踏まえ、判定を行い、その結果を理事長に報告する。
4. 第 2 項の判定は以下のとおりとする。

(1) 認定の維持

認定事業者が当該農林物資認定の技術的基準に引き続き適合していること

(2) 認定の縮小又は拡大

認定範囲の変更後の状態が当該農林物資の認定の技術的基準に適合していること。

(3) 広告若しくは表示の方法を改善し、又は広告若しくは表示をやめるべきことの請求

認定事業者が認定契約書第 9 条又は第 10 条に違反したとき

(4) 格付業務（次に挙げる②から④については当該請求に係るものに限る。）の停止又は格付の表示を付した農林物資（次に挙げる②から④については当該請求に係る農林物資に限る。）の出荷の停止の請求。

- ① 故意又は重大な過失でない J A S 法の規定に違反したとき（ただし、軽微なものは改善要求の対象とする。）
- ② 認定事業者が J A S 法第 14 条第 6 項若しくは第 7 項、第 18 条又は法第 19 条に違反し、本会が業務の改善に関して必要な措置を講じることを請求した場合において、当該請求に係る必要な措置を講ずるのに相当の期間を要すると見込まれるとき。
- ③ 認定事業者が要求事項に違反し、協会が当該認定事業者に対し、広告若しくは、表示の改善を請求し、又は広告若しくは表示をやめるべきことを請求した場合において、当該請求に係る必要な措置を講ずるのに相当の期間を要すると見込まれるとき。
- ④ 当該農林物資の認定の技術的基準に適合しなくなった場合であって、1 年以内に認定の技術的基準に適合することが見込まれるとき、又は、認定の

技術的基準に適合しなくなるおそれ大きいと認めるとき。

- ⑤ 認定事業者が正当な理由がなくて報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。（当該認定事業者が真実かつ正確な報告をし、又は当該認定事業者が検査に応じ、当該検査が終了するまでの間）

(5) 認定の取消し

- ① 認定事業者に係る認定事項が当該農林物資の認定の技術的基準に該当しなくなった場合であって、当該認定の技術的基準に該当するものとなることが見込まれないとき、又は(4)④により格付業務の停止又は格付の表示を付した農林物資の出荷の停止を請求した場合であって、1年以内に当該認定の技術的基準に該当するものとなることが見込まれないとき。
- ② 認定事業者が、JAS法第14条第6項若しくは第7項、第18条又は第19条の規定に違反した場合であって、当該違反行為が当該認定事業者の故意又は重大な過失によるとき。
- ③ 農林水産大臣が、本会に対し、本会が認定した認定事業者が、正当な理由なくしてJAS法第19条の2の規定による命令に違反し、又はJAS法第20条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条同項若しくはJAS法第20条の2第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したことを理由として当該認定事業者の認定を取り消すことを求めたとき。
- ④ 認定事業者がJAS法第14条第6項若しくは第7項、第18条又は法第19条に違反し、本会が業務の改善に関して必要な措置を講じることを請求した場合において、当該請求に係る必要な措置を講ずるのに要する期間が1年を超えると見込まれるとき。
- ⑤ 認定事業者が要求事項に違反し、本会が当該認定事業者に対し、広告若しくは表示の改善を請求し、又は広告若しくは表示をやめるべきことを請求した場合において、当該請求に係る必要な措置を講ずるのに要する期間が1年を超えると見込まれるとき。
- ⑥ 認定事業者が正当な理由がなくて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したことにより、格付業務の停止又は格付の表示を付した農林物資の出荷の停止を請求した場合において、認定事業者が正当な理由なくしてこの請求に応じないとき。
- ⑦ 認定事業者に係る認定事項が当該農林物資の認定の技術的基準に適合しなくなったとき（①に該当する場合を除く。）は、当該認定事業者に対し、当該認定の技術的基準に適合するため必要な措置を請求し、当該認定事業者が当該請求に係る措置を講じる期間、格付の表示の付してある農林物資の出荷の停止を請求した場合において、認定事業者が正当な理由なくしてこの請求に応じないとき。
- ⑧ ①から⑦までに定めるもののほか、認定事業者が認定に付された条件に違反したときは、適切な指導を行い、当該認定事業者が指導に従わないときであ

って、認定の取り消し以外の適切な措置が講じられないとき。

- ⑨ その他「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則」第46条第1項第3号の規定に該当すると認められるとき。
- ⑩ 認定事業者が、再三の請求にも係わらず認定事項の確認調査の手数料を納付しないことをもって理事長から判定委員会に対して取消の判定が求められたとき。
5. 前項（4）の②の重大な過失は、次のとおりとする。
- （1）認定事業者の過ちにより、長期に渡って、JAS規格不適合となった農林物資の一部にJASマークを付して出荷した場合。
 - （2）長期に渡り、誤って一部の農林物資の格付検査をせず、JASマークを貼付して出荷した場合。
 - （3）長期に渡り、格付記録の一部記入を失念していた場合。
 - （4）格付記録簿に長期に渡り、誤った記録をしていた場合。
 - （5）その他本会が重大な過失と認める事案が生じた場合。
6. 理事長は、判定結果を当該認定事業者に通知する。
ただし、認定の取消しを通知しようとするときは、その1週間前までに当該認定の取消しに係る認定事業者にその旨を知らせ、弁明の機会を与えるものとする。
7. 理事長は、認定事業者が格付業務を廃止したとき、認定を取り消したとき、格付け業務の停止請求及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止請求を行ったとき、並びに認定の縮小を行ったときは、当該認定事業者が引き続き認定された状態にあるような宣伝・広告等の中止又は修正等、必要な措置を合わせて請求する。
8. 理事長は、格付け業務の停止請求及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止請求をしたときは、当該決定の是正措置等の連絡をさせるため、1名以上の検査員を指名する。
9. 協会は、調査結果の記録を文書化又はデータ化し、保存するものとする。

（格付け業務の停止請求及び格付けの表示を付した農林物資の出荷の停止請求の解除）

第49条 協会は、格付け業務の停止請求及び格付けの表示を付した農林物資の出荷の停止を請求した認定事業者から、請求に対し、是正を行った旨の報告を受けた場合は、第37条に準じて是正措置の確認を行い、請求の解除を行うものとする。

（認定事業者の違反に対する対応）

第50条 協会は認定事業者の違反及び是正措置の確認について、以下のとおりに対応する。

- （1）認定事業者の認定を取り消した場合
 - ① 認定の取り消し後1年間は、その事業者の申請を受け付けないことと

する

- ② 認定書の返還を求め、以後格付の表示および格付された製品の出荷ができない旨を通知する。
- (2) 格付業務及び JAS マーク貼付品の出荷の停止を行った場合
- ① 格付業務を再開する際は、違反事項に対する原因究明、再発防止のためのシステムの再構築、是正されたシステムの検証についての改善を報告させ、是正されたシステムを検査する。同時に認定証の一時返還を求める。
- (3) 是正されたシステムの実地確認を行い、再発の危険がないと判断された場合は格付業務の再開を許可し、認定証を返却する。
- (4) 是正事項の改善の要求を行った場合
- ① 違反事項に対する原因究明、再発防止のためのシステムの再構築、是正されたシステムの検証についての改善を報告させ、是正されたシステムを審査する。
 - ② 必要に応じて是正されたシステムの実地確認を行い、違反が生じないことを審査する。

(JAS規格及び認定の技術的基準等の改正)

第51条 協会は、JAS規格又は認定の技術的基準等が改正された場合、認定事業者に文書又は電子メールにより通知する。

- 2. 協会は、認定の技術的基準の改正により認定事業者が講じた処置を確認する。

第9章 認定に関する業務の公正な実施のために必要な事項

(公平性のリスクの特定)

第52条 理事長は、公平性に係るリスクを継続的に特定し、特定されたリスクの排除又は最小化に努めるものとする。

(公平性委員会)

第53条 協会は、認定業務に関する公平性について、有機JAS登録認定協議会に認定機関が共同で設置する公平性委員会において、年1回以上審査を受ける。

- 2. 理事長は、前項の公平性委員会から求めがあった場合は、公平性の審査に必要な情報について各委員が入手、閲覧ができるようにしなければならない。
- 3. 本会は、前項の公平性委員会から助言又は指導を受けた場合は、原則として速やかにこれに従う。
- 4. 第1項の公平性委員会の審査のうち、本会の認定業務の審査にかかる記録を文書化し、5年間保存するものとする。

(内部監査の実施)

第54条 理事長は、認定業務が適正に実施され、また認定業務の実施体制が維持さ

れているかを検証するために、認定に関する業務に対する内部監査を少なくとも年に1回以上定期的に実施する。

2. 内部監査の手順は別に定める「内部監査規定」による。
3. 内部監査の結果は文書化し保存する。

(マネジメントレビュー)

第55条 理事長は、認定の業務の実施の適切性及び有効性について、マネジメントレビューを毎年1回以上実施する。なお、見直しの手順については、別途定める「認定業務に関する手順見直し及び不適合業務の管理に関する規程」によるものとする。

(不適合業務)

第56条 理事長は別途定める「認定業務に関する手順見直し及び不適合業務の管理に関する規程」により不適合業務の是正及び予防に努める。

(外部監査の受入)

第57条 理事長は、農林水産省及びセンターによる監査があるときはこれを受け入れるものとし、監査の実施に協力する。

第10章 その他の認定に関する業務の実施に必要な事項

(講習会の実施)

第58条 協会は、次の講習会を毎年1回以上開催する。

- (1) 有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の生産行程管理責任者並びに小分け責任者講習会
- (2) 格付担当者及び格付け表示担当者講習会
2. 講習会は別に定める「研修会及び講習会の実施規程」に基づき実施する。
3. 社団法人日本農林規格協会又は有機JAS登録認定機関協議会、並びに協会が指定する登録認定機関が行う
4. 協会は、必要に応じて検査員養成のための講習会を開催する。

(異議申し立て、苦情及び紛争の処理)

第59条 協会は、申請者若しくは認定事業者又はその他の者から持ち込まれる異議申し立て、苦情または紛争を別途定める「クレーム処理規程」に従って処理するものとする。

2. 協会は、苦情、異議申し立てまたは紛争の経緯及びこれらに対して実施した是正処置又は予防処置について記録するとともに、有効性の評価を行うものとする。
3. 協会は、賠償責任などの債務に対して以下により適切に備えておくものとする。
 - (1) 理事長は認定業務に関連した活動から生じる賠償責任に対処するため、別

に「損害賠償対処マニュアル」を定め、協会の役職員及び認定の業務に従事する者は、これに従わなければならない。

- (2) 協会は、認定機関の安定的な運営に必要な経営資源を持ち、かつ、賠償責任などの債務に対して必要が生じた場合は、法的責任の求められる範囲において対応するものとする。法的責任を果たすために、賠償責任保険に加入する。

(認定書及び格付の表示の管理等)

第60条 協会は、認定事業者に認定証及び格付の表示の管理を適切に行わせる。

2. 協会の役職員、検査員、判定員などは、認定事業者による不適正な格付の表示を発見したときには、速やかに理事長に報告するものとする。
3. 協会の役職員、検査員、判定員などは、認定事業者又は非認定事業者による宣伝、カタログ、その他の媒体において認証制度の不正確な言及、誤解を招くような表示の使用を見つけたときは、理事長に報告するものとする。
4. 理事長は、前2項の報告があったときは、当該認定事業者が協会による認定を受けた者である場合は、速やかに適切な措置を講じるものとし、当該認定事業者が他の登録認定機関の認定を受けた者、若しくは JAS 法による認定事業者でない者である場合には、その内容を農林水産消費安全技術センターに報告する。

(報告及び公表)

第61条 協会は、認定事業者の認定をしたときは、遅滞なく次の事項（これらの事項に変更があったときは、変更後のもの）を事務所において公衆の閲覧に供する他、その他適切な方法により提供するとともに、農林水産大臣に報告する。又、農林水産大臣への報告事項に変更があったときも同様に報告するものとする。

- ① 認定に係る者の氏名又は名称及び住所
- ② 認定に係る農林物資の種類
- ③ 認定に係る工場、ほ場又は事業所の名称及び所在地
- ④ 認定年月日
- ⑤ 認定番号

第62条 協会は、次の各号に掲げるときは、遅滞なく農林水産大臣に報告するとともに、事務所において公衆の縦覧に供し、その他適切な方法によりこれらの情報を提供するものとする。

- (1) 認定を行ったとき
- (2) 認定事業者に対し、格付業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止することを請求したとき
- (3) 認定事業者が格付業務を廃止したとき
- (4) 認定を取消したとき

2. 前項の情報提供を行う内容は、以下の事項とする。

- (1) 認定を受けた者(出荷停止を請求した者、格付業務を廃止した者、認定を取り消した者)の氏名又は名称及び住所
- (2) 認定に係る農林物資の種類
- (3) 当該認定に係る工場、圃場又は事業所の名称及び所在地
- (4) 認定(出荷停止の請求、格付業務の廃止、認定の取消)の年月日
- (5) 農林物資の出荷の停止の請求にあつては請求の理由、認定の取消しにあつては取消しの理由
- (6) 認定番号

(管轄裁判所)

第63条 認定申請者と協会との間で訴訟の必要性が生じた場合、訴訟の内容、金額の如何に拘らず、協会の所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とする。

(その他)

第64条 この規程に定めるものの他、認定に関する業務に関し必要な事項は、JAS 法関係法令の要求事項を満たすよう理事長が別に定める。

付則1. この規程は、2006年 6月 9日より適用する。

改版履歴詳細

版	制定日	改訂内容	作成	承認
1	2006.06.09	初版制定	五十嵐	塩田
2	2007.07.19	住所変更	室井	八百
3	2008.09.22	検査・調査を検査に統一、他	室井	八百
4	2009.03.02	判定に関する変更	室井	八百
5	2010.01.01	一部改定	室井	長尾
6	2010.03.29	住所変更	室井	長尾
7	2011.02.01	認定事項一覧の発行に関する変更	室井	長尾
8	2012.08.13	改訂	武内	前木